木城町介護職員等人材確保・育成推進事業実施要綱

令和５年１２月２６日

福祉保健課

（目的）

第１条　この要綱は、町内で介護サービスを提供する介護事業者等に対し、介護職等の人材の確保及び事業所に勤務する職員の育成に要した経費の一部を補助することにより、利用者が安心して介護サービスを受けられる環境を整え、福祉の向上を図ることを目的とする。

（対象事業所）

第２条　対象事業所は、町内に所在する介護サービス事業所のうち、次の各号に掲げる事業所（以下「対象事業所」という。）をいう。

⑴　特別養護老人ホーム（老人福祉法第２０条の５）

⑵　訪問介護（介護保険法第８条第２項）

⑶　訪問看護（介護保険法第８条第４項）

⑷　通所介護（介護保険法第８条第７項）

⑸　短期入所生活介護（介護保険法第８条第９項）

⑹　地域密着型通所介護（介護保険法第８条第１７項）

⑺　認知症対応型通所介護（介護保険法第８条第１８項）

⑻　認知症対応型共同生活介護事業所（介護保険法第８条第２０項）

⑼　地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第８条第２２項）

⑽　複合型サービス（介護保険法第８条第２３項）

⑾　居宅介護支援（介護保険法第８条第２４項）

⑿　有料老人ホーム（老人福祉法第２９条）及びそれに併設する居宅サービス事業所（介護保険法第８条第１項）

⒀　障害者支援施設（障害者総合支援法第５条第１１項）

２　対象事業所は、次の各号のすべてに該当する事業所とする。

⑴　申請日の属する月の初日から起算して、過去１年間において、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「労働基準法等」という。）の違反により罰金刑以上の刑に処せられていない事業所。

⑵　労働保険に加入し、保険料を滞納していない事業所。

⑶　税金を滞納していない事業所。

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）及び木城町暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）に規定する暴力団員又はその関係者が勤務していない事業所。

（事業の内容、対象者及び支給額）

第３条　事業の内容、対象者及び支給額は、次のとおりとする。

1. 介護職員等新規就労支援金

　　ア　事業の内容　対象事業所において、介護を行う職員として新規雇用された介護福祉士等の国家資格取得者、介護職員初任者又は実務者研修修了者及び介護支援専門員に対し、支援金を支給する。

　　イ　対象者　この要綱の適用日以降に、対象事業所に新規雇用された常勤の介護職員及び介護支援専門員で、雇用された日から1年経過した者。ただし、雇用の日以前１年以内に町内対象事業所に雇用されていた者は除く。

　　ウ　支給額　介護職員及び介護支援専門員１人につき１回限り１０万円。

1. 介護職員等資格取得・研修支援金

　　ア　事業の内容　対象事業所に勤務する介護職員等が、**別紙１**に掲げる資格取得のための講座・研修等又は資格更新にかかる研修を受講する際の経費の一部を支給する。

　　イ　対象者　対象事業所において常勤で雇用されている介護に従事する職員及び介護支援専門員。

　　ウ　支給額　１研修につき、１人５万円を上限とする。

1. 介護職員等キャリアアップ促進支援金

　　ア　事業の内容　対象事業所が主催する外部講師を招いて行う事業所内研修にかかる経費及び職員等が、キャリアアップを目的に受講した研修等にかかる経費の一部を支援する。

　　イ　対象者　対象事業所及び対象事業所において常勤で雇用されている介護に従事する職員及び介護支援専門員。

　　ウ　支給額　対象事業所が主催する外部講師を招いて行う事業所内研修１回につき３万円を上限とし、キャリアアップ研修受講１人１回につき３万円を上限とする。

　（申請者）

第４条　前条に規定する支援金の申請者は、次のとおりとする。

⑴　介護職員等新規就労支援金　対象事業所に勤務する介護職員等

⑵　介護職員等資格取得・研修支援金　対象事業所を運営する法人又は勤務する介護職員等

⑶　介護職員等キャリアアップ促進支援金　対象事業所を運営する法人及　び勤務する介護職員等

　（支援金の交付申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、木城町介護職員等人材確保・育成推進事業交付申請書（様式第１号）に必要書類を添えて、第３条第１号に規定する者にあっては就労勤続１年を経過した日の翌日から起算して１年以内に、同第２号及び第３号に規定する者にあっては研修等を修了した日の翌日から起算して１年以内に、町長に提出しなければならない。

　（支援金の交付決定及び交付）

第６条　町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、木城町介護職員等人材確保・育成推進事業交付決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知しなければならない。

２　町長は、前項の規定により支援金の交付決定を受けた申請者から請求書が提出されたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第７条　町長は、介護職員等が次のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

　⑴　偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

　⑵　第２条第２項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

　⑶　その他交付決定の内容又は条件に違反したとき。

（報告等）

第８条　町長が必要と認めるときには対象者の状況等に関し対象事業所に対して報告を求め、実施状況を検査することができる。

２　町長は、前項の報告及び検査の結果によって対象事業者に対して、第３条各号の事業実施に必要な指示をすることができる。

（継続就労）

第９条　支援金の交付を受けた介護職員等は、交付を受けた日から起算して３年を経過するまで、対象事業所に就労しなければならない。

２　支援を受けた介護職員等は、前項に規定する事項を確認するため、交付を受けた日から起算して３年を経過するまで、毎年雇用を証明するものを町長に提出しなければならない。

３　前項の提出がない場合、３年を経過するまでに特段の理由なく離職したとき、又は就労が確認できないときは、町長は支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　附　則

この要綱は、令和５年１２月２６日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

別紙１

　支援対象となる研修

|  |  |
| --- | --- |
| 研修名 | 研修詳細 |
| 介護職員初任者研修 | 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第２２条の２３第１項に規定する研修 |
| 介護福祉士実務者研修 | 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設における介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する研修 |
| 介護支援専門員実務者研修 | 介護保険法（平成９年法律第１２３号）第６９条の２第１項に規定する実務者研修 |
| 介護支援専門員更新研修 | 介護保険法（平成９年法律第１２３号）第６９条の８第２項に規定する更新研修 |
| 主任介護支援専門員研修 | 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６８第１項第１号に規定する研修 |
| 主任介護支援専門員更新研修 | 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６８第１項第２号に規定する更新研修 |